

## 取 扱 基 準

名 称	新潟市第一種市街地再開発事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、都市再開発法に基づいて第一種市街地再開発事業を施行する者に対して、事業費の一部を補助する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	年次計画に基づいた第一種市街地再開発事業の実施  <目標が数値でない場合の評価方法> 補助事業者からの実績報告書等により補助事業の遂行状況を確認する。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	市街地再開発事業のうち、次に関する事業に要する費用 ・ 調査設計計画 ・ 土地整備 ・ 共同施設整備
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・ 補助事業に要する費用の算出にあたっては、国の社会資本整備総合交付金交付要綱に定めるところによる。  <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 国の社会資本整備総合交付金交付要綱による。
開始時期	令和 8 年 4 月 1 日
評価の時期	令和10年 9月30日
終 期	令和11年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市第一種市街地再開発事業補助金の交付を受けている旨
	〔媒体〕 補助事業者の事務所掲示板、標板等
担当部署	都市政策部 まちづくり推進課 再開発グループ 電 話 025-226-2703 e-mail <a href="mailto:machisui@city.niigata.lg.jp">machisui@city.niigata.lg.jp</a>